

## 2. イギリス保健省が発表した死後画像診断サービスに関する報告書 その7

塩谷 清司 聖隷富士病院放射線科  
飯野 守男 鳥取大学医学部法医学分野  
小林 智哉 筑波メディカルセンター病院放射線技術科

2012年10月26日、イギリスの「死後・法医学・災害時の画像診断を国民保健事業に導入する保健省小班」は、「CT, MRI を利用した死後画像診断は、侵襲的な解剖の補助または代替として、国民保健事業内で実行可能か?」という題名の報告書を発表した<sup>1)</sup>。そして、われわれは、本誌2013～2018年のそれぞれ1月号で同報告書の概要を報告した<sup>2)~7)</sup>。本稿では、報告書の第3節 第5小節「病理学と放射線医学事業のコスト計算」を紹介する。

### ■ 病理学と放射線医学事業のコスト計算

報告書の以下の節で執筆班は、全国的死後画像診断<sup>\*1</sup>事業の設立と運営に必要とされるであろう経費に関する次の問いに取り組もうと努めた。検討された問いは表1のとおりである。

### ■ 病理学と放射線医学による死後画像診断事業のコスト計算

法医解剖に関しては多くの種類のコストがあるが、それらは大きく分けて以下の2つの基本的な群に分類される。

- ① 専門報酬
- ② 解剖の社会基盤を提供する組織によって負担される費用  
現在は、非異状死に対して解剖医<sup>\*2</sup>のみに支払われているコナー（死因究明官）症例<sup>\*3</sup>用の専門報酬の制度があるが、もし解剖の社会基盤を提供する組織によって回収される検査用包括費用が制度化されれば、現在の制度は例外的になる。

### ■ 専門報酬

#### 1. イングランドおよびウェールズ<sup>\*4</sup>

専門報酬が支払われる業務は現在、病理学的な侵襲のある解剖事業に関係しているもののみであるため、考慮する必要があるのは、検査を請け負っている解剖医に支払う報酬のみである。法医解剖業務に適用される3つの異なる報酬

額があり、業務の性質と調査を請け負う解剖医によって決まっている。それらはすべて全国的に決定されており、したがって、イングランドおよびウェールズのすべての解剖医に適用されるべきである。支払われている正確な報酬は、以下のとおりである。

- ① いわゆる「通常」法医報酬  
96.80 ポンド<sup>\*5</sup> (約1万4000円)<sup>\*6</sup>
- ② いわゆる「特別検査」報酬  
279.90 ポンド (約4万1000円)
- ③ 警察内務省<sup>\*7</sup> 調査用報酬  
2460.00 ポンド (約36万円)

報酬①と②はコナーによって解剖医に支払い可能である。これらには検査費用を含んでいない。例えば、組織学的検査はこの報酬に、286.50 ポンド (約4万2000円) まで解剖医がコナーに対して請求可能である。

報酬③は、雇用事業の場合、解剖医の雇用主である警察によって解剖医に支払い可能である。この形態は、法医

表1 病理学と放射線医学事業のコストに関する問題提起

- 法医解剖のコストは現在いくらなのか？
- 死後画像診断施行の推定費用はいくらなのか？
- 死後画像診断に基づく法医解剖事業の推定費用はいくらなのか？
- 死後画像診断事業は、現在の事業に対して費用は安いのか、高いのか、それとも同等なのか？

\*1 原文は cross-sectional autopsy imaging (断層オートプシー・イメージング) という言葉は単に死後画像診断と訳した。  
\*2 原文は pathologists で直訳すれば病理医だが、文脈からは解剖医を指している。  
\*3 原文は coronial cases。コナー (coroner) とは、非自然死体の死因究明を専門に扱う裁判官で、日本語では「検視官」と翻訳されるが、検視審問を専門法廷で開くなど、日本の検視官とは異なる<sup>8)</sup>。そのため、コナーの日本語訳は「死因究明官」が正しい。  
\*4 いわゆるイギリス (英国) は、イングランド+ウェールズ+スコットランド+北アイルランドのことである。  
\*5 原文が太字となっている。  
\*6 今回、1 ポンド=145円として換算した。以下同様。  
\*7 原文は police Home Office。内務省 (Home Office) は警察関連の立法、政策の立案、予算案の作成などの機能を担う。各警察は内務省の所管下になるが、その直接の指揮命令下にあるわけではない<sup>9)</sup>。